

3. 研究費の適正な執行について

科学技術振興調整費では、国の研究開発の効果的・効率的な推進のため、研究費の適正な執行に関し、以下の運用を行っております。課題の申請及び実施に当たっては、これらの事項について御留意いただくようお願いいたします。

(管理・監査体制の整備)

(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく措置

本事業の応募に当たっては、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を、平成20年2月25日(月)までに、文部科学省に提出することが必要です(実施状況報告書の提出がない場合には、研究の実施が認められなくなりますので、ご注意下さい。)

提出する実施状況報告書の様式、提出先等については、下記ホームページでお知らせいたします。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

平成19年10月以降、他の競争的資金等の応募に際して報告書を提出している場合には、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合、申請の際の電子公募システムにおいて、実施状況報告書は 年 月 日に提出済みである旨、ご回答ください。

また、平成21年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成20年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(研究費の適正な使用等について)

(2) 不合理な重複・過度の集中の排除

不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国又は独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、又は受けることが決定している場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の

減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者のエフォート等を考慮し、研究者に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者に対して、調査に必要な範囲で提案内容に係る情報を提供をすることがありますのでご承知おきください。

科学技術振興調整費では、研究費の無駄の排除に向け、平成20年度1月に稼働する府省共通研究開発管理システム(e - R a d)を利用した重複調査を行うことにより、不合理な重複や過度の集中の排除を徹底し、効率的な研究費の配分を行うこととしていますのでご留意下さい。(府省共通研究開発管理システムについては、ポータルサイトを参照して下さい<<http://www.e-rad.go.jp>>。)

(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

研究費の不正使用等が認められた場合の措置

() 契約の解除・変更、委託費の返還

委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

() 申請及び参加 の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請

及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	参加を制限する期間
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

当該年度についても、参加が制限されます。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用以下不正行為等という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

研究活動の不正行為が認められた場合の措置

() 契約の解除・変更、委託費の返還

不正行為があったと認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約につ

いても締結しないことがあります。

() 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成20年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成19年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。